

未来社会デザインフェローシップ卓越 RA 実施内規

- ・ 東京大学卓越 RA 制度に基づく。

<https://www.ut-portal.u-tokyo.ac.jp/notice/index.php?q=29090>

- ・ 本プログラムにおける卓越 RA 費は、下記条件の下、月額 18 万円とする。
- ・ 下記の者は卓越 RA 費を受給できない。

学術振興会特別研究員

国費留学生等 (JICA 研修員等, CSC 等日本国以外からの支援を含む)

博士課程リーディングプログラムに所属し、経済支援を受ける学生

他の国際卓越大学院プログラムから経済支援を受ける学生

東大フェローシップ学生

SEUT-RA を受給する学生

企業等に勤務している社会人学生

- ・ 企業、財団等から奨学金(給付型)等を受給する場合には、原則として以下により卓越 RA 費を調整する。卓越 RA 費は 1 万円単位とし、年間で調整することがある。ただし、その奨学金等規定が併給を許可している場合に限る。

卓越 RA 費 : Y、奨学金 : X、単位 : 万円(月額)

$$Y=18-X \div 2 \quad 0 \leq X \leq 20$$

$$Y=28-X \quad 20 \leq X \leq 28$$

$$Y=0 \quad 28 \leq X$$

- ・ TA、研究室予算による RA (技術補佐員等含む) については、あくまでも研究業務に対する対価として卓越 RA 費を受給することを念頭に、研究業務に支障が生じない場合のみ可能である。受給総額 28 万円を越えて卓越 RA 費を受給することはできない。
- ・ 卓越 RA の委嘱は年度単位とし、Interim Review, Qualifying Examination に合格すれば、大学院標準修業期間内で、更新できる。
- ・ 本規定は変更する場合がある。

Designing Future Society Fellowship
(DFS Fellowship)
WINGS RA Regulations

-The WINGS RA system is based on the TAKUETSU Research Assistant system of the University of Tokyo.

<https://www.ut-portal.u-tokyo.ac.jp/notice/index.php?q=29090>

-The monthly amount of the WINGS RA salary is 180,000 yens, subject to the following conditions.

-The following students can not receive the WINGS RA salary:

- Recipients of the JSPS Research Fellowship for Young Scientists (DC1, DC2)

- Government-sponsored foreign students (including JICA scholarship, students receiving foreign government support such as the CSC)

- Those who are financially supported by any program for Leading Graduate Schools

- Those who are financially supported by any other World-leading Innovative Graduate Study Program

- Recipients of The University of Tokyo Fellowship

- SEUT-RA

- Salaried company employees

-Students who obtain a scholarship from a company or a foundation (benefit type) can receive the WINGS RA salary adjusted as follows, and only if it is allowed by the scholarship's regulations.

WINGS RA salary : Y、 scholarship : X、 units : 10,000yen

$Y=18-X\div 2 \quad 0\leq X\leq 20$

$Y=28-X \quad 20\leq X\leq 28$

$Y=0 \quad 28\leq X$

*may be adjusted annually

-TA, part-time jobs or RA (including technical assistant) with the laboratory's budget are allowed, provided that students prioritize their research. Students must keep in mind that the WINGS RA salary is paid in compensation for their research activity. Total earnings can not exceed 280,000 yens.

- WINGS RA appointment takes place every academic year and is renewable on condition that students pass the Interim Review and the Qualifying Examination.
- Rules may be subject to change.

WINGS履修生の経済的支援の重複受給のガイドライン

- ：重複受給ができる
△：条件付きで重複受給ができる
×：重複受給ができない

制 度 等		WINGS全学措置財源による支援		備 考
		奨励金	卓越RA	
日本学術振興会 特別研究員	給付	×	×	重複受給の場合、合算して28万円が上限の目安。
(外国人留学生) 日本政府(文部科学省)奨学金	給付	×	×	
(外国人留学生) 留学生受入れ促進プログラム (留学生学習奨励費)	給付	×	×	
(外国人留学生) 母国の奨学金	原資による	×	×	
(外国人留学生) 東京大学フェローシップ	給付	×	×	
(外国人留学生) 東大外国人留学生支援基金	給付	×	×	
日本学生支援機構 貸与型奨学金	貸与	×	○	
日本学生支援機構 海外留学支援制度 (協定派遣)	給付	×	×	
トビタテ! 留学JAPAN日本代表プログラム	給付	×	×	
アルバイト等 ※1	対価	△	△	
インターンシップ ※2	対価	△	△	
民間奨学金 ※3	原資による	△	△	
授業料免除	-	○	○	

※1 アルバイト等のうち以下に該当するものについては例外的に受給可能。

- ①事業目的等に基づく活動が、プログラムの実施に不可欠な場合のTA・RA(部局財源で行う卓越RA含む)
- ②診療従事者が教育研究上必要不可欠な場合に限り、医師・歯科医師・看護師の資格を有する者が研究従事機関の附属病院にて診療を行う医員等
- ③大学等高等教育機関(大学、短期大学、高等専門学校)における非常勤講師
- ④学生自身の研究に関連する学会関係の補助業務(単発なものに限る。学部生がアルバイトとして行うような単純労働は不可)
- ⑤スーパーサイエンスハイスクールをはじめとする高等学校における課題研究活動等のTA
- ⑥研究内容の社会実装の観点から学生が参加するベンチャー企業の報酬
- ⑦学生の教育研究上必要であるとプログラムコーディネーターが判断するもの(認める場合は理由書を作成し説明できるようにしておくこと)

※2 教育研究活動の一環として行うインターンシップは受給可能。

※3 奨学金支給元の財団等の規則により、重複受給が認められない場合があるので、個別に確認すること。

※4 制度等欄に記載のない制度の取り扱い等、不明な点がある場合は本部学務課教育改革推進チームに問い合わせること。

(注) ※1①に記載のRAについて、WINGS履修生は卓越RAのみ受給可能。